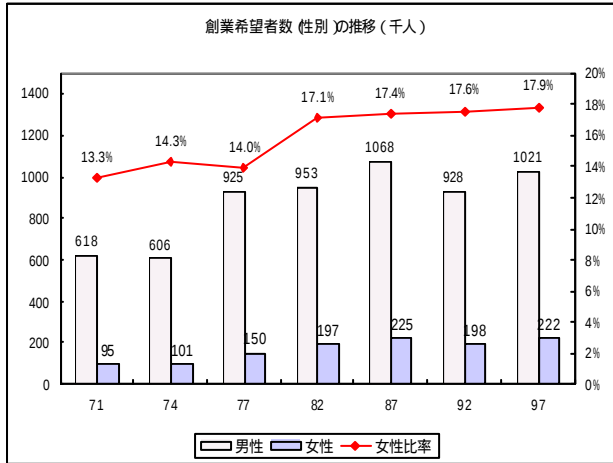


経済産業省におけるチャレンジ支援

1. 創業をめぐる環境

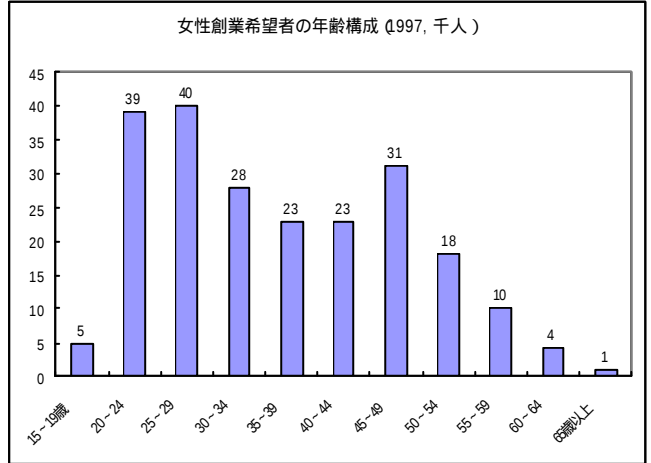
(1) 創業希望者数の推移



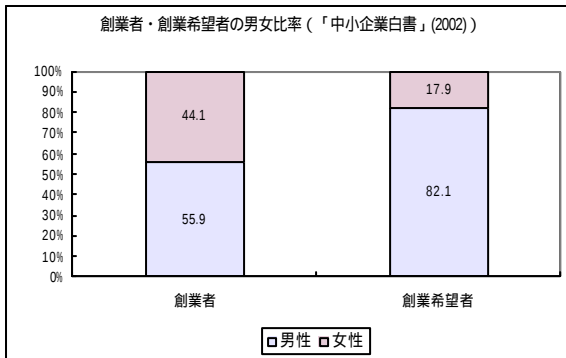
出所: 就業構造基本調査2002(総務省)

(注) 創業希望者とは、有業者の転職希望者の中で、自営業として仕事をしたいと回答した者

(2) 女性創業希望者の年齢構成



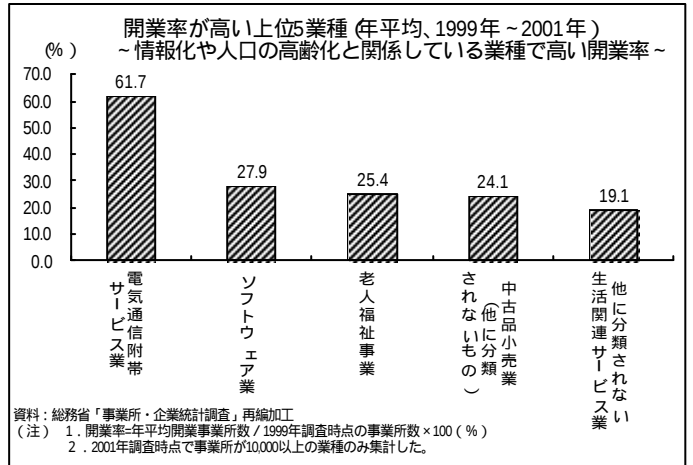
(3) 起業の男女比率



(注) 1. 創業者とは、過去1年間に職を変えた、あるいは新たに職に就いた者で現在は自営業主(内職者及び農林漁業で創業した者を除く)を指す。

2. 創業希望者とは、有業者(雇用者、自営業主、家族従業者を含む)の転職希望者の中で「自分で事業をしたい」と回答した者を指す。

(4) 開業率が高い業種



電気通信付帯サービス業	移動無線センター(携帯電話取扱店等)等
ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業等
老人福祉事業	介護老人ホーム、老人デイサービスセンター等
中古品小売業(他に分類されないもの)	中古衣服小売業、中古家具小売業等
他に分類されない生活関連サービス業	食品加工業、結婚相談所、観光案内業、運転代行業等

2.主な施策

(1)創業塾による能力開発支援

全国の都道府県商工会連合会、商工会議所において、創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする方を対象に、経営戦略(ビジネスプラン)の完成、創業に必要な実践能力の修得を支援するため、10日間(30時間)程度の短期集中研修(創業塾)を開催。

【対象者】創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする方(「女性向け創業塾」も開催)

【問合せ先】日本商工会議所(03-3283-7847)、全国商工会連合会(03-3503-1255)

■平成14年度実績及び平成15年度実施予定

区分	平成14年度(実績)		平成15年度(予定)	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	募集人数
創業塾全体	221	約7,000	287	11,480
うち女性創業塾	32	約1,100	50	2,000

平成15年度の募集人数は1回あたり40人で計算
平成14年度の(実績)は補正予算での実施分を含む

平成14年度において、創業塾は全都道府県で実施。
うち女性創業塾は23の都府県で実施。

(2)女性高齢者起業家支援資金

女性起業家と高齢者起業家に対して、国民生活金融公庫および中小企業金融公庫による優遇金利の適用や担保徴求の免除を行います。

【対象者】女性または高齢者起業家(開業して5年以内の方)

【問合せ先】国民生活金融公庫、中小企業金融公庫

■国民生活金融公庫 国民生活金融公庫HP：<http://www.kokukin.go.jp/pfcj/loanj.html> より

<優遇金利について>

平成16年2月12日現在

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	4,800万円以内	7,200万円
ご返済期間	7年以内	15年以内
(うち措置期間)	(1年以内)	(2年以内)
利率 貸付期間5年以内の場合	年1.6%	年1.6%
お取扱期間	平成17年3月31日まで	
その他	保証人、担保または信用保証協会の保証が必要です。	

<担保徴求免除について>

一定の要件を満たす方は、「新創業融資制度」のご利用により、550万円以内に限り、無担保・無保証人でのご融資が可能です。(その際は、上記利率+1%の金利が適用されます。)

■中小企業金融公庫 中小企業金融公庫HP：<http://www.jfs.go.jp/jpn/search/03.html> より

<優遇金利について>

平成16年2月12日現在

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2億5000万円以内	7億2000万円以内
ご返済期間	7年以内	15年以内
(うち措置期間)	(1年以内)	(2年以内)
利率 貸付期間5年以内の場合	年1.6%	2億7千万円まで
		技術・ノウハウ等に新規性のある場合
		雇用機会増大促進 地域の場合
その他	担保、保証人(経営責任者の方)が必要です。	年1.2%
		年0.7%
その他	担保、保証人(経営責任者の方)が必要です。	年0.95%
		年1.6%

<担保徴求の免除について>

担保が不足する場合は、事業の見直しを考慮し、8千万円を限として担保徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けています。

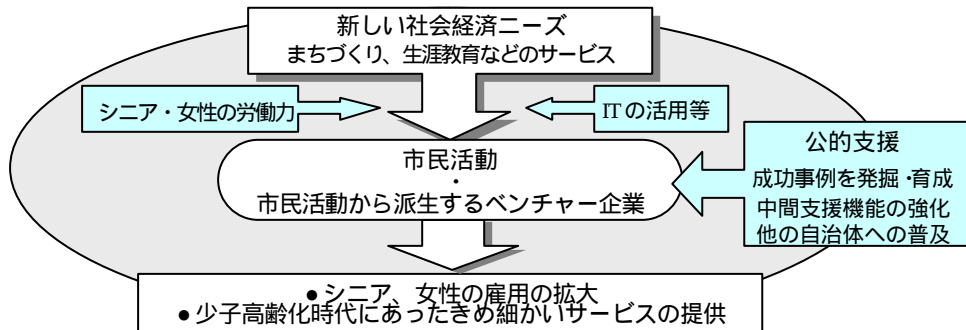
(3)市民活動の活性化による地域雇用創出プログラム(市民ベンチャー事業)

介護、子育て、まちづくり、生涯教育などの分野で女性やシニアが中心となっていく市民活動およびこれらの企業化の動きに対し、委託費を支出します(情報化関連経費、試行事業費等)。また、事業終了後、成果を評価・検証し、成功事例を他の地域にもPRし、普及させます。

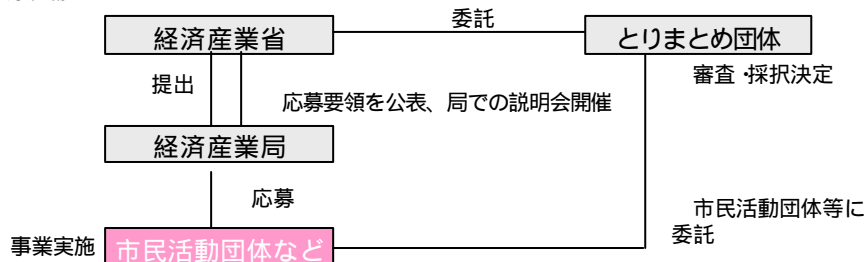
【対象者】女性・高齢者は活動の主力である、市民団体等や、これら団体を支援する組織

【問合せ先】各経済産業局および沖縄総合事務局

■ 市民ベンチャー事業イメージ図



■ 市民ベンチャー事業実施スキーム



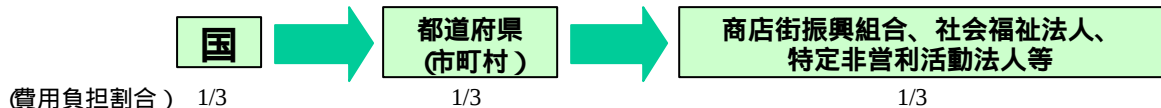
(4)コミュニティ施設活用事業

商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育所や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助します。商店街における賑わいの創出とともに、働く女性が利用しやすい場所での保育施設の整備を目的としています。

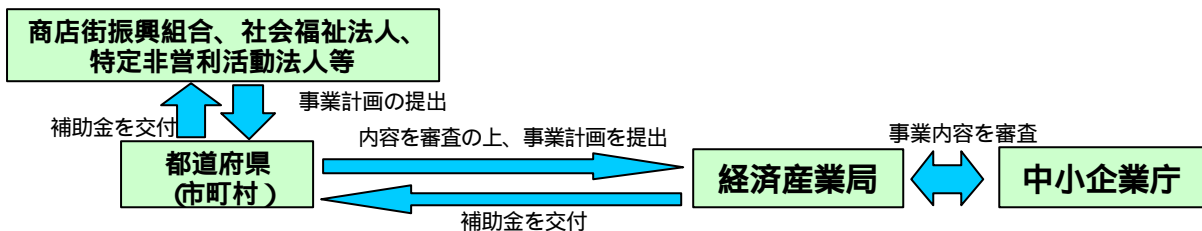
【対象者】商店街振興組合、社会福祉法人、NPO等

【問合せ先】各経済産業局および沖縄総合事務局、各都道府県中小企業担当課

■ 事業のスキーム



■ 手続の流れ



厚生労働省の支援策を通じて、人件費等の補助を併せて受けることも可能な事業

(ただし、事業者が厚生労働省の設置認可等を受けることが必要です。)

・保育所又は保育所分園

・一時保育促進事業

・地域子育て支援センター事業

・送迎保育ステーション試行事業

・放課後児童健全育成事業

・つどいの広場事業

(5) 中小企業総合事業団

株式公開など、高度な経営課題にもきめ細かく対応する中小企業・ベンチャー総合支援センター（全国の主要都市8ヶ所）を設置し、適切な事業診断から専門家の派遣までを行なう都道府県等中小企業支援センター（47都道府県及び10政令指定都市に設置）、起業や経営革新などをを目指す方のための身近な相談窓口としての地域中小企業支援センター（全国266ヶ所に設置）の連携で、専門家による助言やビジネスプランのブラッシュアップの支援、国や地方自治体の各種施策情報やイベント情報の提供、中小企業診断士、情報化推進アドバイザー等の経験豊富な専門家の派遣や出張相談会を実施。

■ 相談・研修によるバックアップ

【対象者】株式公開を目指しているベンチャー企業、創業予定・経営革新を目指している中小企業、など

【内容】窓口相談（無料）

・内容：資金調達、公的支援制度の活用、マーケティング、法律、特許、技術関係など経営上の課題なら何でも

・場所：各センター

・開設時間：月～金（平日）原則午前9時～12時、午後1時～5時（センター東京のみ午前9時半～12時、午後1時～5時）

Eメール相談（無料）

インターネットで<http://e-sodan.jasmec.go.jp/>にアクセスし、ID、パスワードを取得して相談文を送信すると、登録時の住所に応じて自動的に最寄の総合支援センターが相談を受け付け、原則3営業日以内に回答します。自分の相談回答履歴全てをホームページ上で見ることができます。

出張相談会（無料）

ベンチャー関連などの各種イベントに相談コーナーを設け、出張相談会を実施します。

セミナー、ビジネス塾（無料）

各地域で、創業予定者、中小企業者を対象に、創業、経営革新、株式公開のノウハウがみにつくセミナー、ビジネス塾を開催します。

【問合先】中小企業・ベンチャー総合支援センター（センター支援課：TEL. 03-5470-1534）

3. 起業家支援機関ネットワーク

